

## 平成 31 (2019) 年度 土壤汚染対策基金講師派遣制度 実施要領

### 1. 土壤汚染対策基金講師派遣制度について

土壤汚染対策法第 4 4 条の規定により指定支援法人として指定された公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）では、法第 4 5 条の規定に基づく支援業務として、①助成金交付、②照会・相談、③普及・啓発を行っています。このうち、土壤汚染の知識やリスクコミュニケーションに関する普及・啓発業務の一つとして講師を講習会等へ派遣しています。

### 2. 平成 31 (2019) 年度の実施内容

#### (1) 実施期間

2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日までの期間

#### (2) 対象となる活動

以下のすべての条件を満たすもので、協会が承諾したものが対象となります。

- 業界団体、自治体、NPO、企業等（以下、「依頼団体」という）が土壤汚染に関する知見を蓄積・普及啓発する事を目的に開催する講習会等であること。
- 営利活動を目的とした講習会等や収益事業としての講習会等ではないこと。（参加者から参加費徴収がある場合は、会場費・配布資料印刷代等の実費負担程度のものとする）
- 参加者が 30 名程度以上の講習会等であること。
- 依頼団体が「2. (5) 役割分担」に示す業務を実施できること。

#### ※注意 以下もお読み下さい。

- 派遣する講師は、講演依頼内容に応じて協会で選定させていただきます。

#### (3) 対応可能な講演テーマ

本制度で講師をご紹介できる講演テーマは、下記のとおりです。

- 土壤汚染対策法について（概要、流れ、対象範囲など）
- 土壤汚染の調査について（調査の流れ、考え方、方法など）
- 土壤汚染対策工法について（工法の種類、適用範囲、特徴など）
- 土壤汚染とリスクコミュニケーションについて（リスクコミュニケーションとは、方法、事例、

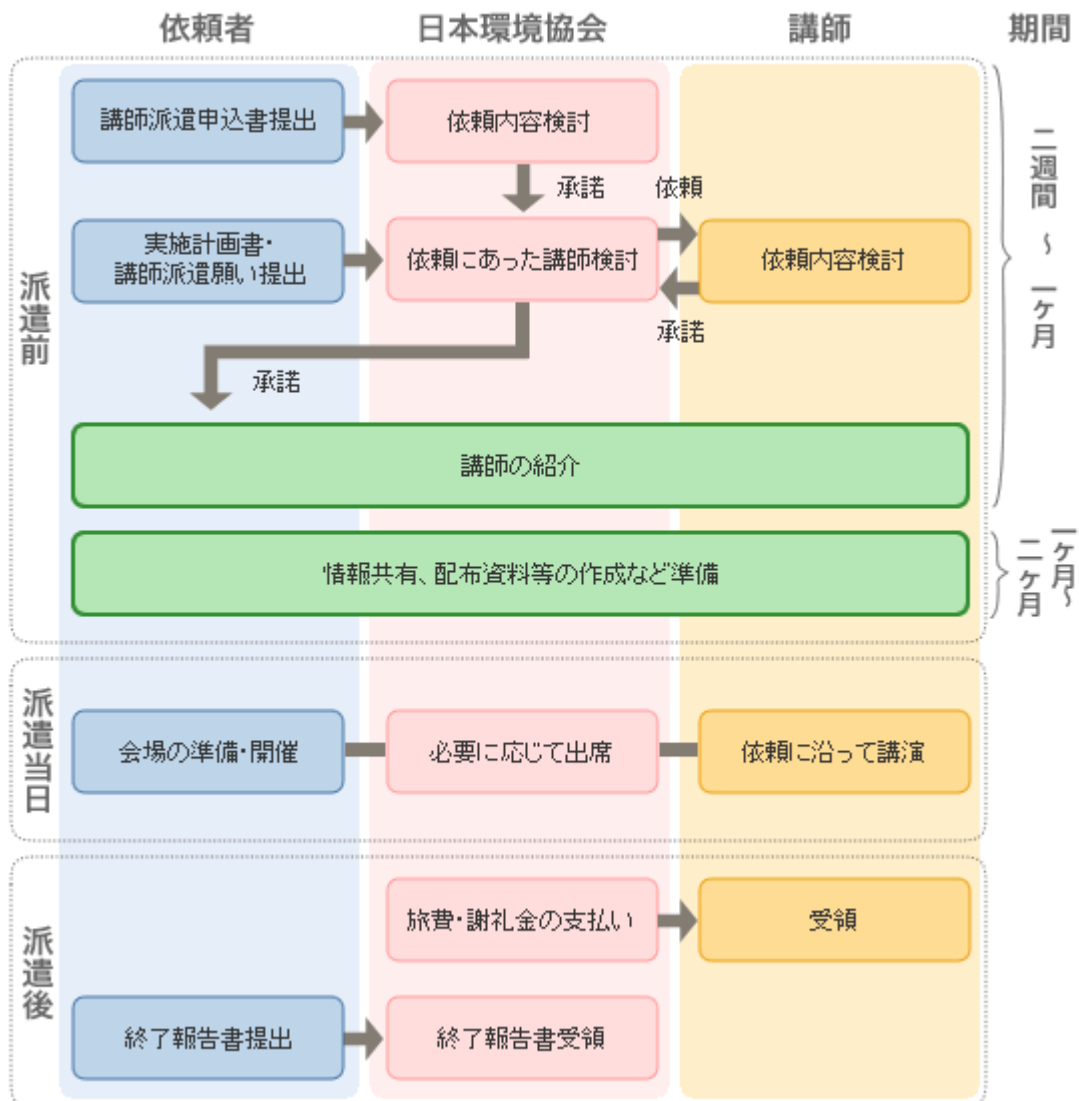
留意点など)

- 土壌汚染と土地取引について（土壌汚染対策法と土地取引、土壌汚染と土地価値、訴訟事例など）
- 土壌汚染対策基金による支援について（助成事業、相談事業、普及啓発事業など）

#### (4) 応募から事業終了までの流れ

応募から事業の終了までは、次図のように進みます。応募にあたっては、ホームページから「講師派遣申込書」をダウンロード (<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/riskcommu/instructor.html>) してご記入の上、事務局へ FAX (03-5829-6190) または電子メール ([dojo@jeas.or.jp](mailto:dojo@jeas.or.jp)) でお送り下さい。

事務局での講師の選定と依頼、講師による講演資料の作成時間がありますので、講演予定日の 2～3 ヶ月前にはお申込み下さい。



## (5) 役割分担

依頼団体と協会での役割分担は以下のようになります。講習会等の主催は依頼団体となりますので、依頼者は開催にかかる業務を的確に行える必要があります。

依頼団体	協会
<ul style="list-style-type: none"><li>・講習会等の企画立案</li><li>・会場の確保</li><li>・参加者の募集</li><li>・派遣講師へ具体的な講演要望を伝え、講演内容の詳細な詰めなどを行う事前調整</li><li>・当日配布資料の印刷</li><li>・当日会場の設営、受付等</li><li>・当日講師の案内などアテンド</li><li>・申し込みから終了報告までの必要な書類作成と協会への提出（記入様式は協会より送付します）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・講師の選定</li><li>・講師への依頼</li><li>・依頼者への講師の紹介</li><li>・講師への謝金及び交通費の支払い</li><li>・申込受付から終了報告までの事務手続き</li></ul>

## (6) 費用分担

協会で負担する費用は、以下のとおりです。

- ① 本制度で派遣した講師に対する講演謝金（協会の謝金規程によりお支払いします）。
- ② 本制度で派遣した講師の会場との往復移動にかかった旅費（協会の旅費規程によりお支払いします）。

依頼団体が負担する費用は、以下のとおりです。

- ① 会場および備品の使用料など、会場の借上げにかかる費用。
- ② チラシやホームページ掲載など、参加者募集のために依頼者が実施する業務にかかる経費。
- ③ 協会との事前打ち合わせや講師との事前打ち合わせにかかる、依頼者の通信運搬費や交通費等。
- ④ 当日配布資料の印刷費。
- ⑤ その他、講習会等の開催にあたってかかる経費で、協会が負担する以外の費用。

## 3. その他

### (1) 講演資料の取扱い

- 派遣する講師が作成した講演資料の著作権は、講師に属するものとします。
- 協会が作成した講演資料の著作権は、協会に属するものとします。
- 講師および協会が作成した講演資料を、依頼主が無断で転載・転用することは禁止します。

## (2) 秘密情報の取扱い

- 事前打ち合わせや当日講演資料に、非公開情報など秘密情報が含まれる場合は、情報の取扱方法については講師および協会の指示に従って下さい。

## (3) 個人情報の取扱い

- 依頼者が受付けた参加者の個人情報は、依頼者が団体の取り扱い方針にしたがって適切に管理して下さい。
- 協会へご提出頂いた資料およびご記入いただいた依頼内容、個人情報は、協会の支援業務において事務局が利用する以外では一切使用しないものとし、適切に管理いたします。

## (4) 協会事務局

公益財団法人日本環境協会 土壌環境課

住所：〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM5 階

TEL：03-5829-6894 FAX：03-5829-6190

E-mail：[dojo@jeas.or.jp](mailto:dojo@jeas.or.jp)

ホームページアドレス：<http://www.jeas.or.jp/dojo/>

以上